

一人一人が、かけがえのない存在 子どもの権利条例制定に向けて

子どもの権利とは、子どもが一人の人間として尊重され、幸せに生きていくために、生まれながらにして持っている権利のことです。

1989年に国連で採択された子どもの権利条約では、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」の4つの基本的な考え方が示されています。

当市においても、こうした考えを地域で共有し、実践するため、「(仮称)江別市子どもの権利条例」の制定に向けた取り組みを進めています。

〔詳細〕子育て支援課

☎ 381-1408



走って！学ぶ！

子どもの権利イベントを開催します

～こどものまんなかりレーシンポジウム in えべつ～

日時：6月13日(土) 13:30～15:45 場所：市民会館 参加費：無料



難しそうと思われがちな子どもの権利について、身近な視点で考えます。大人は、専門家による講演で理解を深め、子どもは「自分のやってみよう」という気持ちを大切にしながら走り方を学ぶ体験プログラムに参加し、それぞれの立場から、子どもの権利について学びます。詳しくは右の二次元コードから確認できます。



＼大人がしっかり学ぶ／

大人プログラム(申し込み不要)

第一部 13:30～14:30

シンポジウム

- ① NPO 法人子どもアドボカシーセンター札幌
横山尚幸さん
- ② こども家庭庁職員

第二部 14:45～15:45

トークセッション

後藤市長らゲストが「子どもの権利」について意見交換をします。

＼子どもが楽しく学ぶ／

子どもプログラム(申し込み必要)

第一部 13:30～14:30

第二部 14:45～15:45

かけっこ教室

運動が苦手な子どもでも参加できる優しい内容です。子ども一人一人の気持ちを大切にしながら走り方のコツを学びます。

対象：小学1年生～6年生

定員：第一部、第二部ともに35名

申込方法：6/6(土)までに右の二次元コードから申し込み



意見を
募集します

(仮称)江別市子どもの権利条例パブリックコメント

募集期間 6月10日(水)～7月10日(金)

提出方法 所定の様式または任意の様式で、住所・氏名を明記し持参。または、郵送(必着)、ファクス、メールで提出

意見の公開 個人が特定されない形でHPなどで公開。意見提出者には個別に通知

募集要項の配布場所

子育て支援課、市情報公開コーナー、市大麻出張所、情報図書館、市民会館、各公民館、豊幌地区センター、保健センター、よつば保育園、やよい保育園、子育て支援センターすくすく、子育てひろば ぽこ あ ぽこ、子育て支援センターぼろっこ、市民交流施設「ぷらっと」、総合社会福祉センター、HP

提出先・詳細 子育て支援課 ☎ 067-8674 高砂町6

☎ 381-1408 FAX 381-1070 ✉ kosodate@city.ebetsu.lg.jp



親のため、子どものため、そして自分のために

知っておこう、介護保険サービス

【詳細】 介護保険課 ☎ 381-1067

自分や家族に介護が必要になったり、介護保険サービスを利用するには、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。申請して認定されると、以下の介護サービスを利用することができます。

介護保険における 福祉用具の購入と住宅改修

要介護あるいは要支援と認定された方が、福祉用具の購入（浴槽台など）や住宅改修（手すりの取り付けなど）を行う場合、限度額の範囲内で、費用の9割～7割が給付されます。

事前申請が必要など、費用の給付には要件があります。詳しくは、ケアマネージャーまたは介護保険課にお問い合わせください。

高額介護サービス費の支給

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合算も）し、利用者負担上限額を超えたときは、申請により、超えた分がサービス利用月の約2カ月後に支給されます。（サービス利用月から2年を経過した申請はできません）

【申請方法】

本人名義の預貯金通帳と介護保険被保険者証を持参して申請。一度申請すると、その後は自動的に支給されます。

夜間・深夜・早朝の 訪問介護利用者への助成

【対象者】

- ・第1号被保険者（65歳以上）で、住民税非課税世帯に属している方
- ・第2号被保険者（40～64歳）で、利用者負担の軽減により生活保護の対象とならない方 ※生活保護受給者を除く

【助成内容】

夜間（18時～22時）、深夜（22時～翌日6時）、早朝（6時～8時）の割増分を助成。また、他の軽減制度などの対象となっている場合は、軽減後の利用者負担額との差額を助成。

【申請方法】

利用した事業所が発行した領収書と、本人名義の預貯金口座の情報を記載した申請書を提出。サービス利用月から2年を経過した助成の申請はできません。

HP ▼



介護施設・介護保険サービスの負担軽減制度

▼ 介護施設サービス利用時の食費・居住費（滞在費）

施設入所または短期入所（ショートステイ）している方の食費や居住費（滞在費）は、住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も含む）の方で、対象の資産要件（所得の状況、預貯金など）に該当する場合、申請をし、「負担限度額認定証」を施設に提示することで、本人の収入状況などに応じて利用者負担額が軽減されます。詳しくは、介護保険課へお問い合わせください。

▼ 更新が必要です

7月31日（金）が期限の「負担限度額認定証」「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」をお持ちの方は、期限内に更新の手続きが必要です。

現在、「負担限度額認定証」または「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」をお持ちの方には、6月中旬に更新案内を郵送します。

▼ 介護保険サービス利用時の負担額

社会福祉法人などが提供している介護保険サービスを利用する住民税非課税世帯で、要件を全て満たす方は申請をし、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を事業所に提示することで、利用者負担額の一部が軽減されます。ただし、食費や居住費（滞在費）の軽減を受けられるのは、「負担限度額認定証」をお持ちの方に限ります。

6月中旬に介護保険料納入通知書を送付します

【詳細】 医療助成課 ☎ 381-1403

市独自の減免制度を設けていますので、詳細は納入通知書に同封されている「令和8年度の介護保険料」をご覧ください。減免の申請は医療助成課または市大麻出張所で受け付けています。

その電話、本当に信じて大丈夫？

還付金詐欺に注意！

電話で市職員をかたり、「還付金がある」といって金融機関のATMに誘導する事例が発生しています。還付金の手続きのために、市職員がATMの操作をお願いすることは絶対にありません。怪しいと思ったら警察へ通報しましょう。